

尾張北部環境組合障害者活躍推進計画

公表：令和2年4月1日

変更：令和3年4月1日

機関名	尾張北部環境組合
任命権者	尾張北部環境組合管理者、尾張北部環境組合議会議長、尾張北部環境組合代表監査委員
主旨	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、尾張北部環境組合障害者活用推進計画を作成する。
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
尾張北部環境組合における障害者雇用に関する課題	<p>【管理者部局】</p> <p>尾張北部環境組合は、職員総数が8人程度でそのほとんどが構成市町からの派遣で構成（派遣職員+会計年度任用職員）され、小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>過去に職員の中に障害者である職員が、在籍することもあったが、これまで個別に対応してきた。</p>

目標	
1. 採用に関する目標	<p>【共通】</p> <p>会計年度任用職員について、障害者に限定した募集ではないが、障害者である応募者を念頭においていた職員の募集とする。</p> <p>派遣職員についても障害者の方が派遣された場合、対応できるよう、その障害特性を把握した上で、その者の適正と能力を考慮した配置とする。</p>
2. 定着に関する目標	<p>【共通】</p> <p>なし</p>

取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>【共通】</p> <p>○障害者雇用推進者には、総務課長を充てる。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を設置する。</p> <p>○人事に関する職員（グループリーダー以上）は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講するよう努めるものとする。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職	<p>【共通】</p> <p>○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談</p>

務の選定・創出	があった場合は、労働局や関係機関等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>【共通】</p> <p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 措置を講じる場合は、障害者からの要望を踏まえつつも、障害者に過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○新規処理施設の整備にあたり、障害者の移動面並びに施設の利用の上の利便面及び安全面に配慮する。</p> <p>【管理者部局】</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4．その他	<p>【共通】</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第1条の規定に準じて、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>